

令和8年度認定こども園訪問実施要項

秋田県人口戦略部こども支援課

1 目的

県が認可・認定した認定こども園に対して、担当職員が訪問し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等の具体を踏まえて指導助言を行うことなどにより、質の高い教育・保育の充実を図る。

2 対象

県が認可・認定した認定こども園（幼保連携型・幼稚園型等の4類型）であって、認可・認定後2年目以降の訪問を希望する施設。ただし、令和8年度幼稚園・保育所・認定こども園等要請訪問実施要項に基づき、訪問を希望する施設は対象外とする。
※中核市として認可権者となる秋田市の施設を除く。

3 内容

指導助言は、次の事項により各園の事務の処理状況等を確認の上、必要に応じて行うものとする。

(1) 保育参観

主に、次の視点をもって保育を参観し、必要な指導助言を行う。

- ①乳幼児理解を踏まえたこどもへの関わりや適切な環境の構成及び再構成について
- ②週案、日案等のねらいにせまるための保育者の関わりや環境の構成について
- ③年間指導計画、月案等に基づいた、意図的・計画的・系統的な保育の展開について

(2) 資料閲覧

主に、次の資料を閲覧し、必要な指導助言を行う。

- ①学校評価に係る資料
- ②小学校との連携に関する計画
- ③教育保育従事職員の研修計画
- ④年間指導計画
- ⑤子育て支援事業の実施計画
- ⑥安全に関する計画
- ⑦保健に関する計画
- ⑧特別支援教育に関する計画
- ⑨食育に関する計画
- ⑩デイリープログラム

(3) 運営説明

主に、次の事項を園長等から説明を受けた上で、必要な指導助言を行う。

様式3に記載の上、以下について説明のこと。必要に応じて、これに係る資料を添付すること。

- ①園目標に向けた園運営について
- ②令和8年度の県の重点に係る取組状況について
 - ア) 教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの推進
 - イ) 生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の充実
 - ウ) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

4 訪問の実施期間等

(1) 実施機関

- 北地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（北地区担当）
中央地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（中央地区担当）
南地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（南地区担当）

(2) 実施期間・回数

訪問は、原則としてⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期（各地区の実施機関が示す調整用カレンダーに定める期間）のいずれかの期に1回実施する。なお、園の事情等で、期間内に実施できない場合は、各実施機関と日程を調整をして実施する。

- (3) 訪問者
担当職員（2～3名）とする。

5 申込みと決定通知について

(1) 申込みについて

各園は、「調整用カレンダー」を参考に、別紙1「希望調査票」に訪問希望日等を記入し、申込期間内に次の申込み先まで、電子メールで提出する。

◇申込期間 令和8年4月6日（月）～4月13日（月）午後5時（必着）

◇申込み先

北地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（北地区担当）
E-mailアドレス：kitayouho@mail2.pref.akita.lg.jp（1：エル、2：数字）

中央地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（中央地区担当）
E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.lg.jp（1：エル、2：数字）

南地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（南地区担当）
E-mailアドレス：minamiyouho@mail2.pref.akita.lg.jp（1：エル、2：数字）

(2) 決定通知について

各実施機関は、希望調査票に基づき訪問期日及び訪問者等を調整し、決定した内容を各園に5月中旬までに通知する。

6 訪問に係る留意事項

(1) 訪問当日の日程等について

各園は訪問期日等の決定通知に基づき、訪問当日の日程等を計画し、訪問期日の2週間前までをめぐりに、実施機関に様式1を提出すること。なお、この日程等は各園と調整の上、変更する場合がある。

(2) 協議題について

前記(1)の日程等の計画に当たり、訪問当日に実施する協議に関する協議題を設定し、様式1により報告すること。なお、当日の協議は次の事項に留意しながら実施すること。

- ①各保育者により、当日の保育に至るまでの生活や遊びの流れ、週案、日案のねらいの設定理由、ねらいにせまるための手立てや配慮した点等、乳幼児期に育みたい資質・能力を踏まえたこどもの育ちを支える視点で振り返りを行うこと。
- ②各園の課題等に即した協議題に基づき、園内研修リーダー等が主となって話し合いを進めること。

(3) 提出資料等について

次に掲げる提出資料等について、期限までに指定する提出方法により提出すること。なお、電子メールでの提出するときの件名は、「認定こども園訪問【□□園】」とすること。

①様式1

- ・提出期限 訪問期日の2週間前必着
- ・提出方法 実施機関宛て電子メール（郵送でも可）による。
- ・提出部数 1部
- ・提出資料 令和8年度認定こども園訪問の日程等

②様式2

- ・提出期限 訪問期日の7日前必着
- ・提出方法 実施機関の担当者宛て郵送による。
- ・提出部数 決定通知による訪問者の人数分
- ・提出資料
 - ア当日の日程・内容・協議題、協議参加者名簿等
 - イ令和8年度認定こども園訪問参考資料（認定こども園訪問 様式3）
 - ウ全体的な計画
 - エ研究計画
 - オ当日の指導計画（指導案、月案、週案、日案等）
 - カ園要覧

(4) 提出先について

様式1、様式2及び訪問に係る資料は、下記に提出する。

北地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（北地区担当）
【北教育事務所内】

〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1

E-mailアドレス：kitayouho@mail2.pref.akita.lg.jp (1:エル、2:数字)

中央地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（中央地区担当）

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.lg.jp (1:エル、2:数字)

南地区：人口戦略部こども支援課幼保指導チーム（南地区担当）

【南教育事務所内】

〒013-8502 横手市旭川1丁目3-41

E-mailアドレス：minamiyouho@mail2.pref.akita.lg.jp(1:エル、2:数字)

(5) 保育の公開について

本訪問を就学先の小学校及び近隣の幼稚園・保育所・認定こども園等にも案内し、保育参観や協議等への参加を受け入れることにより、小学校等との連携の充実に向けた積極的な取組をする。

(6) 自然災害、感染症等が発生した場合について

訪問の可否及び内容の変更等について訪問者と園長が協議し、決定する。決定通知した訪問当日に、この実施が困難な場合は、期日の延期や実施方法等を協議し、実施するよう調整する。